

様式例第3号(記入例)

求職受付手数料

芸能家・家政婦(夫)・配せん人・調理士・モデル又はマネキンの職業に係る求職者から求職の申込みを受理した場合は、当分の間1件につき**710円**(免税事業者は660円)を限度として、求職者から受付手数料を徴収することができます。

ただし、同一の求職者にかかる求職の申込みの受理が、1箇月間に3件を超える場合にあっては、1箇月につき3件分に相当する額を限度とします。

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	1,000円 ★手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の 30% ★手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の 30% ★手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索 ★求職者の再就職をあっせんするため、関係雇用主から徴収する場合には、手数料負担者は 関係雇用主 とします。	着手金 100,000円 活動1日当たり 50,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の 30% ★手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 免税事業主の場合、この一文の記載は不要です。	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の 30% ★手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料は消費税が含まれておりません。別途加算となります。

新規許可申請の場合には、未記入をお願いします。

許可番号

事業所の名称及び所在地 **株式会社 広島労働局**
広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4F

上記は参考記入例です。

事業実態に応じて、求人者等から徴収可能な範囲内の計数を記載してください。

消費税及び手数料負担者に関する記載を忘れないでください。